

Ⅱ 課の事務概要

6 国民健康保険課

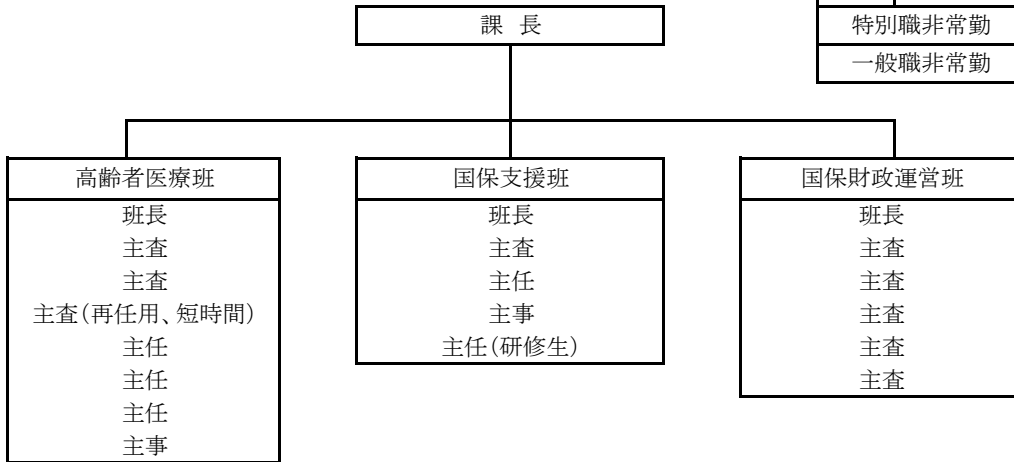


1 国民健康保険課の業務概要

(1) 組織図

平成29年4月1日現在

職員数	一般職員	20名
	臨任職員	0名
	小計	20名
	特別職非常勤	2名
	一般職非常勤	5名

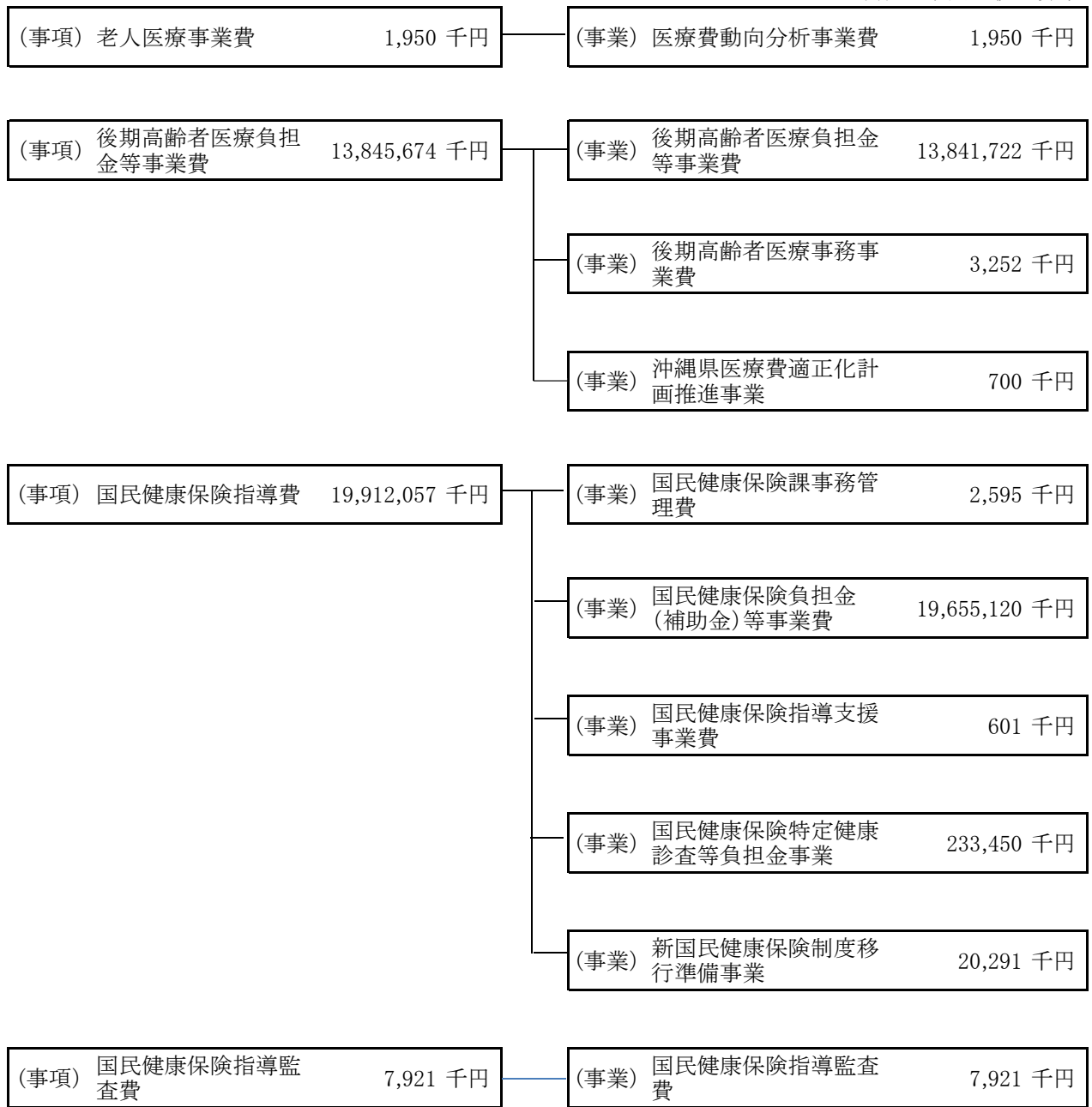


(2) 事務分掌

班名	分掌事務
高齢者医療班	(1)市町村、広域連合の技術的助言に関する事 (2)後期高齢者医療財政安定化基金に関する事 (3)後期高齢者医療給付費負担金に関する事 (5)後期高齢者医療審査会に関する事 (7)医療費適正化計画に関する事 (8)特定健診、特定保健指導等保健事業に関する事 (9)保険医、保険薬剤師及び保険医療機関に関する事 (10)後期高齢者医療制度に関する事 (11)課の予算総括その他庶務に関する事
国保支援班	(1)国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導監督に関する事 (2)国民健康保険審査会に関する事 (3)県国民健康保険運営方針に関する事 (4)県国民健康保険運営協議会(準備会合・条例含む)に関する事 (5)国民健康保険関連条例のとりまとめに関する事 (6)国民健康保険広域化等支援方針に関する事 (7)国保事業研修の計画及び実施に関する事 (8)国保制度(主に国保財政関連以外)に関する事 (9)国民健康保険関係法令の改廃及び解釈等に関する事
国保財政運営班	(1)国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の指導監督に関する事 (2)保険者の財政再建及び赤字解消計画に関する事 (3)沖縄県国民健康保険特別会計設置に関する事 (4)沖縄県国民健康保険事業費納付金(条例含む)に関する事 (5)沖縄県国民健康保険給付費等交付金(条例含む)に関する事 (6)県繰入金(条例含む)に関する事 (7)沖縄県国民健康保険財政安定化基金に関する事 (8)国民健康保険広域化等支援基金に関する事。 (9)国保制度(主に国保財政関連)に関する事 (10)国民健康保険関係法令の改廃及び解釈等に関する事

(3) 主要事業の体系図

平成29年度当初予算額



2 国民健康保険制度

(1) 国民健康保険の状況

国民健康保険は、各職場の医療保険（健康保険、共済組合、船員保険など）被保険者、後期高齢者医療制度の被保険者及び生活保護法による被保護世帯に属する者以外のすべての人を対象としている。

国民健康保険の保険者（経営主体）は、市町村及び国民健康保険組合であり、平成27年度末の県内の被保険者数は、455,837人で、県人口の約31.2%に当たる。また、国民健康保険の加入者のうち、長年、会社や官公署等に勤めて退職し、被用者保険各法に基づく年金受給権を有する65歳未満の人及びその家族は退職者医療制度の適用を受けることになっており、平成27年度末現在9,888人が、その適用を受けている。

国民健康保険における保険給付は、療養の給付及び療養費、出産育児一時金、葬祭費及び高額療養費などがある。

表 6 - 1 保険者数及び被保険者数等の推移

	保険者数			世帯数			被保険者数(人)		
	市町村	国保組合	計	市町村	国保組合	計	市町村	国保組合	計
平成23年度	41	1	42	257,742	574	258,316	504,762	1,338	506,100
平成24年度	41	1	42	256,198	566	256,764	493,984	1,296	495,280
平成25年度	41	1	42	254,397	589	254,986	483,239	1,310	484,549
平成26年度	41	1	42	252,475	566	253,041	470,915	1,280	472,195
平成27年度	41	1	42	249,101	575	249,676	454,550	1,287	455,837

※世帯数及び被保険者数は、年度末の数である。

(2) 保険給付

平成27年度の療養給付費及び療養費等は1,004億3,406万1千円となっており、高額療養費は162億535万3千円、出産育児一時金は15億4,524万円、葬祭費は4,840万円となっている。

表 6 - 2 療養給付費及び療養費等の推移

(単位:件、千円)

	一般		退職者		合計	
	件数	給付費	件数	給付費	件数	給付費
平成23年度	5,473,093	91,006,374	315,863	4,866,710	5,788,956	95,873,084
平成24年度	5,402,863	92,425,851	329,560	5,193,289	5,732,423	97,619,140
平成25年度	5,415,791	93,731,462	303,841	4,782,230	5,719,632	98,513,692
平成26年度	5,432,770	95,307,107	272,631	4,362,321	5,705,401	99,669,428
平成27年度	5,388,598	96,931,459	206,230	3,502,602	5,594,828	100,434,061

※千円未満を四捨五入していることから合計額と一致しない場合がある。

表 6 - 3 高額療養費・出産育児一時金・葬祭費の推移

(単位:件、千円)

	高額療養費		出産育児一時金		葬祭費	
	件数	給付費	件数	給付費	件数	給付費
平成23年度	176,489	13,778,173	4,470	1,854,661	1,909	50,965
平成24年度	191,538	14,753,885	4,323	1,844,050	1,908	51,070
平成25年度	206,116	14,931,781	4,349	1,837,703	1,867	48,920
平成26年度	208,604	15,561,867	3,853	1,604,380	1,930	51,320
平成27年度	216,882	16,205,353	3,701	1,545,240	1,823	48,400

※千円未満は四捨五入

(3) 保健事業

被保険者の健康の保持増進のため、各保険者は、特定健康診査や特定保健指導等の保健事業を実施している。

表 6 - 4 県内国保の特定健康診査・特定保健指導実施状況

(単位:人)

	特定健康診査			特定保健指導		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	実施者数	実施率
①平成27年度	253,021	97,892	38.7%	15,727	8,869	56.4%
②平成28年度	245,451	96,803	39.4%	15,361	9,012	58.7%

① 平成27年度市町村国保法定報告確定値

② 平成28年度市町村国保法定報告速報値(平成29年10月13日時点 国保連合会調べ)

(4) 保険財政

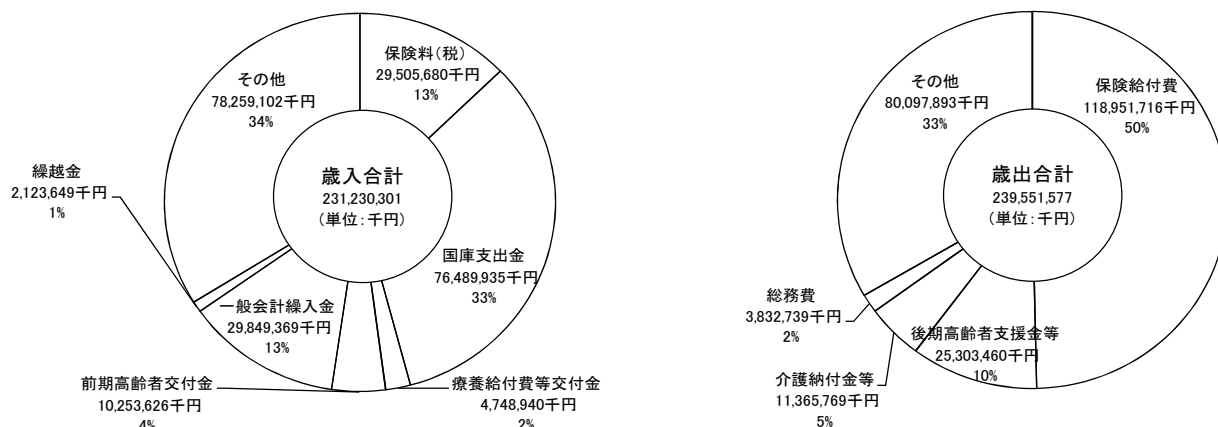
平成27年度の国民健康保険の収支決算(県計)は、歳入合計2,312億3,030万1千円、歳出合計2,395億5,157万7千円で、83億2,127万7千円の不足額が生じており、42保険者のうち29保険者が黒字、13保険者が赤字となっている。

表 6 - 5 平成27年度黒字及び赤字保険者の状況

決算収支		
黒字	28市町村	1,995,876千円
	1組合	177,021千円
赤字	13市町村	10,494,173千円
計	42保険者	△ 8,321,277千円

※千円未満を四捨五入していることから合計額と一致しない場合がある。

図 6 - 1 平成27年度歳入歳出決算の状況



※千円未満を四捨五入していることから合計額と一致しない場合がある。

表6-6 年度別歳入歳出決算の比較

(単位:千円)

	歳入		歳出		差引額
	決算額	対前年度比	決算額	対前年度比	不足額(△)
平成23年度	184,571,256	1.022	189,723,559	1.028	△ 5,152,303
平成24年度	191,856,913	1.039	199,357,173	1.051	△ 7,500,260
平成25年度	194,100,279	1.012	204,944,508	1.028	△ 10,844,229
平成26年度	200,403,181	1.032	210,370,454	1.026	△ 9,967,274
平成27年度	231,230,301	1.154	239,551,577	1.139	△ 8,321,277

※千円未満を四捨五入していることから合計額と一致しない場合がある。

(5) 国民健康保険料(税)及び国庫支出金

国民健康保険における保険給付費等は、国民健康保険料(税)と、国や県等による公費により賄われることとなっており、その負担割合は、保険料(税)50%、公費50%が基本である。

高齢化の進展や医療の高度化に伴う医療費の増加等により保険給付費は年々増加しており、それに対応して、公費負担も増加している。

しかし、国保の加入者は低所得者が多いこと等から、保険料(税)の確保が厳しい状況となっている。

表6-7 国民健康保険料(税)の推移(現年分)

	国民健康保険料(税)		1世帯当たり額		被保険者1人当たり額		収納率 (%)
	調定額(千円)	対前年度比	調定額(円)	対前年度比	調定額(円)	対前年度比	
平成23年度	30,276,379	1.00	116,735	0.99	59,208	1.01	92.09
平成24年度	30,023,359	0.99	115,869	0.99	59,583	1.01	92.74
平成25年度	29,752,305	0.99	115,547	1.00	60,374	1.01	93.55
平成26年度	29,824,178	1.00	116,682	1.01	61,942	1.03	93.77
平成27年度	29,559,015	0.99	116,605	1.00	63,195	1.02	93.99

※表示単位未満は四捨五入

表6-8-(1) 低所得者に対する保険料(税)軽減措置の状況(医療分)

	世帯数		被保険者		軽減額 (千円)	世帯数		被保険者		軽減額 (千円)
	実数	割合	実数	割合		実数	割合	実数	割合	
	7割軽減					6割軽減				
平成24年度	100,297	38.4	166,844	32.7	3,194,531	98	0.0	132	0.0	1,055
平成25年度	101,857	39.4	169,101	34.0	3,253,927	90	0.0	129	0.0	1,010
平成26年度	99,691	38.8	162,564	33.4	3,215,679	86	0.0	122	0.0	956
平成27年度	97,341	38.2	155,567	32.8	3,130,304	0	0.0	0	0.0	0
平成28年度	93,855	37.4	146,270	32.1	3,000,362	0	0.0	0	0.0	0
	5割軽減					4割軽減				
平成24年度	26,115	10.0	84,806	16.6	909,898	9	0.0	37	0.0	115
平成25年度	23,879	9.2	77,431	15.6	834,018	7	0.0	28	0.0	90
平成26年度	42,929	16.7	111,352	22.9	1,313,814	19	0.0	49	0.0	187
平成27年度	44,473	17.5	112,817	23.8	1,351,789	0	0.0	0	0.0	0
平成28年度	43,714	17.4	107,699	23.6	1,312,415	0	0.0	0	0.0	0
	2割軽減					合計				
平成24年度	35,058	13.4	75,291	14.8	370,073	161,577	61.8	327,110	64.1	4,475,672
平成25年度	33,675	13.0	71,547	14.4	354,463	159,508	61.6	318,236	63.9	4,443,508
平成26年度	25,278	9.8	59,017	12.1	288,071	168,003	65.4	333,104	68.4	4,818,707
平成27年度	25,038	9.8	56,533	11.9	281,548	166,852	65.5	324,917	68.6	4,763,641
平成28年度	25,142	10.0	55,518	12.2	280,695	162,711	64.8	309,487	67.8	4,593,472

※各年度の割合は全世帯数及び全被保険者数に対する軽減対象の割合。

※各年度の10月20日時点における賦課期日現在の数値となっている。

※千円未満は四捨五入

表6-8-(2) 低所得者に対する保険料(税)軽減措置の状況(介護分)

	世帯数		被保険者		軽減額	世帯数		被保険者		軽減額
	実数	割合	実数	割合	(千円)	実数	割合	実数	割合	(千円)
	7割軽減					6割軽減				
平成24年度	57,284	36.6	67,464	33.3	457,072	55	0.0	67	0.0	307
平成25年度	58,094	37.8	67,985	34.4	461,282	53	0.0	64	0.0	294
平成26年度	56,208	37.1	65,315	33.8	453,640	53	0.0	62	0.0	288
平成27年度	53,332	36.2	61,313	32.9	442,361	0	0.0	0	0.0	0
平成28年度	49,696	35.2	56,606	32.0	410,904	0	0.0	0	0.0	0
	5割軽減					4割軽減				
平成24年度	16,788	10.7	25,276	12.5	111,407	4	0.0	8	0.0	21
平成25年度	15,576	10.1	23,236	11.8	102,972	3	0.0	6	0.0	16
平成26年度	27,083	17.9	37,757	19.5	174,416	12	0.0	18	0.0	52
平成27年度	27,850	18.9	38,380	20.6	184,117	0	0.0	0	0.0	0
平成28年度	26,557	18.8	35,928	20.3	174,344	0	0.0	0	0.0	0
	2割軽減					合 計				
平成24年度	21,935	14.0	29,931	14.8	54,726	96,066	61.3	122,746	60.6	623,533
平成25年度	20,965	13.6	28,475	14.4	52,091	94,691	61.6	119,766	60.7	616,655
平成26年度	15,847	10.5	22,456	11.6	41,317	99,203	65.6	125,608	65.0	669,713
平成27年度	15,317	10.4	21,465	11.5	40,960	96,499	65.5	121,158	64.9	667,438
平成28年度	14,926	10.6	20,563	11.6	39,584	91,179	64.5	113,097	64.0	624,832

※各年度の割合は全世帯数及び全被保険者数に対する軽減対象の割合。

※各年度の10月20日時点における賦課期日現在の数値となっている。

※千円未満は四捨五入

表6-8-(3) 低所得者に対する保険料(税)軽減措置の状況(後期高齢者支援金分)

	世帯数		被保険者		軽減額	世帯数		被保険者		軽減額
	実数	割合	実数	割合	(千円)	実数	割合	実数	割合	(千円)
	7割軽減					6割軽減				
平成24年度	100,297	38.4	166,844	32.7	854,518	98	0.0	132	0.0	578
平成25年度	101,857	39.4	169,101	34.0	871,411	90	0.0	129	0.0	558
平成26年度	99,691	38.8	162,564	33.4	880,559	86	0.0	122	0.0	529
平成27年度	97,341	38.2	155,567	32.8	907,305	0	0.0	0	0.0	0
平成28年度	93,855	37.4	146,270	32.1	870,389	0	0.0	0	0.0	0
	5割軽減					4割軽減				
平成24年度	26,115	10.0	84,806	16.6	253,427	9	0.0	37	0.0	81
平成25年度	23,879	9.2	77,431	15.6	232,590	7	0.0	28	0.0	62
平成26年度	42,929	16.7	111,352	22.9	371,125	19	0.0	49	0.0	119
平成27年度	44,473	17.5	112,817	23.8	406,880	0	0.0	0	0.0	0
平成28年度	43,714	17.4	107,699	23.6	395,124	0	0.0	0	0.0	0
	2割軽減					合 計				
平成24年度	35,058	13.4	75,291	14.8	101,653	161,577	61.8	327,110	64.1	1,210,257
平成25年度	33,675	13.0	71,547	14.4	97,342	159,508	61.6	318,236	63.9	1,201,963
平成26年度	25,278	9.8	59,017	12.1	80,844	168,003	65.4	333,104	68.4	1,333,176
平成27年度	25,038	9.8	56,533	11.9	84,150	166,852	65.5	324,917	68.6	1,398,335
平成28年度	25,142	10.0	55,518	12.2	83,751	162,711	64.8	309,487	67.8	1,349,264

※各年度の割合は全世帯数及び全被保険者数に対する軽減対象の割合。

※各年度の10月20日時点における賦課期日現在の数値となっている。

※千円未満は四捨五入

表 6 - 9 国庫支出金の状況

(単位:千円)

	保険者(市町村・国保組合)							国民健康 保険団体 連合会 補助金	合 計
	事務費 負担金	療養 給付費等 負担金等	財政調整 交付金	保険基盤 安定 負担金	高額医療費 共同事業 負担金 等	特定健康 診査等 負担金	その他		
平成23年度	1,813	42,967,456	28,042,943	653,126	1,327,894	216,663	62,239	85,099	73,357,233
平成24年度	1,945	42,186,486	27,834,105	640,448	1,583,108	233,547	8,623	83,744	72,572,006
平成25年度	1,716	43,265,471	29,686,403	650,050	1,591,144	231,919	2,372	83,679	75,512,754
平成26年度	1,680	44,754,944	31,501,319	700,834	1,736,561	221,425	555	71,341	78,988,659
平成27年度	1,651	43,166,995	31,325,096	1,735,004	1,757,815	237,155	1,222	62,455	78,287,394

※療養給付費等負担金(補助金)、財政調整交付金については、市町村等の受け入れベースの数値である。

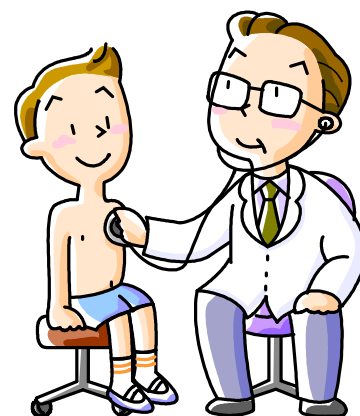
※千円未満を四捨五入していることから合計額と一致しない場合がある。

表 6 - 10 県支出金、負担金の状況

(単位:千円)

年度	区分 種類	保険者(市町村・国保組合)					国民健康保険 団体連合会
		保険基盤 安定負担金	内、保険者 支援分	県調整交付金	高額医療費 共同事業 負担金	特定健康 診査等負担金	広報共同事業 負担金
平成23年度		4,948,518	326,563	8,204,694	1,326,576	193,033	8,000
平成24年度		4,910,470	320,224	11,106,720	1,582,310	218,866	7,500
平成25年度		4,882,299	325,025	11,470,402	1,590,355	222,765	7,000
平成26年度		5,313,449	350,417	12,013,531	1,736,094	229,397	7,000
平成27年度		5,851,574	867,502	11,803,101	1,757,464	239,622	7,000

※千円未満は四捨五入



3 高齢者医療制度(老人医療・後期高齢者医療)

(1) 高齢者医療制度の状況

高齢者医療制度は、老人福祉法に基づき昭和48年1月から実施された、いわゆる老人医療費支給制度に始まる。同制度は、昭和58年2月に老人保健制度へ移行し、さらに、平成20年4月から後期高齢者医療制度へ移行した。

老人医療費支給制度では70歳以上(一定以上の障害認定者については65歳以上)を対象としていたが、老人保健制度時の平成14年より対象年齢の引き上げが行われ、平成19年10月より75歳以上(一定以上の障害認定者については65歳以上)が対象となっている。

医療給付等の実施主体は、老人保健制度では各市町村であったが、後期高齢者医療制度では、都道府県単位で全ての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合となっている。

平成27年度における後期高齢者医療制度の被保険者数(年度平均)は135,642人で、県人口のおよそ9.5%にあたる。

後期高齢者医療制度における医療等の給付は、療養の給付及び療養費の支給、高額療養費の支給、葬祭費の支給等がある。

1人あたり医療費は表6-11のとおり。

表6-11 医療費の状況

年 度	被保険者数	医療費(千円)	一人あたり医療費
平成 23 年度	121,237人	122,000,434	1,006,300円
平成 24 年度	125,114人	125,828,047	1,005,706円
平成 25 年度	129,048人	132,191,626	1,024,362円
平成 26 年度	132,444人	135,438,713	1,022,608円
平成 27 年度	135,642人	138,960,795	1,024,470円

※被保険者数は、年度平均の数である。

※平成23年度から平成27年度は各年度の「後期高齢者医療事業年報」による。

表6-12 県負担金の状況(実績)

(単位:千円)

種類 年度	医療給付費 負担金	高額医療費 負担金	基盤安定制度 負担金	不均一保険料 負担金	合 計
平成24年度	9,667,855	550,700	1,988,853	9,188	12,216,596
平成25年度	9,656,563	585,899	2,035,766	9,110	12,287,338
平成26年度	9,859,543	641,756	2,160,015	—	12,661,314
平成27年度	10,196,641	647,845	2,206,157	—	13,050,643
平成28年度	10,402,559	720,697	2,237,552	—	13,360,808

※医療給付費負担金は、後期高齢者医療及び老人医療に係る負担金。

※不均一保険料負担金は平成25年度をもって終了。

表 6-13 高齢者にかかる医療制度

年 月(西暦)	経 緯
昭和48年 1月 (1973)	老人福祉法改正：老人医療費支給制度の創設 （医療費無料化） ・対象：70歳以上（一定以上の障害認定者については65歳以上） ・患者自己負担分を公費で肩代わり
昭和58年 2月	老人保健法制定：老人保健制度の創設 ・対象：70歳以上（一定以上の障害認定者については65歳以上） ・医療の費用負担：国20%、都道府県・市町村5%、拠出金70% ・一部負担金の導入
昭和62年 1月 (1987)	・老人保健施設の創設（昭和63年4月）
平成4年 1月 (1992)	・老人訪問看護制度の創設 ・介護的部分（老人保健施設療養費等）の公費負担割合引き上げ （3割から5割へ）
平成6年 10月 (1994)	・拠出金による老人保健施設等の整備 ・付添看護、介護についての給付の改革 ・入院時食事療養費の創設等
平成9年 9月 (1997)	・外来時薬剤一部負担金の創設 ・一部負担金額の医療費スライド制の創設
平成12年 4月 (2000)	介護保険制度創設に伴う改正 ・医療費の公費負担割合の3割への統一 ・老人保健施設等の介護保険移行 ・要介護者等についての給付の調整（介護優先）
平成13年 1月 (2001)	・一部負担金の定率1割負担導入（上限あり） ・高額医療費制度の創設 ・薬剤一部負担金の廃止
平成14年 10月 (2002)	・対象者年齢を70歳以上から75歳以上へ5年間で段階的に引上げ ・公費負担の割合を3割から5割に5年間で段階的に引上げ ・一部負担金の定率1割徹底（一定以上所得者2割）
平成18年 10月 (2006)	・一定以上所得者の一部負担金を3割に引上げ ・療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の負担見直し
平成19年 10月 (2007)	・対象者の75歳以上引き上げ完了
平成20年 4月 (2008)	高齢者の医療の確保に関する法律施行：後期高齢者医療制度の運用開始 ・対象：75歳以上（一定以上の障害認定者については65歳以上） ・医療給付費に係る費用負担：公費約5割（国4：都道府県1：市町村1） 後期高齢者医療支援金約4割（現役世代負担） 保険料約1割（被保険者負担）

